

# ○大手企業連携型建設共同企業体の取扱いについて

平成14年7月31日 国営管第142号 国営計第60号

平成16年4月1日 国営管第417-7号 国営計第189号

平成31年3月20日 国営管第408号

令和5年12月27日 国営管第376号 国営計第134号

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長  
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長  
から 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長 あて  
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課長

国土交通省官庁営繕部直轄工事における共同企業体の取扱いについては、「官庁営繕部直轄工事共同企業体の取扱いについて」（昭和63年6月1日付け建設省営管第305号）、「官庁営繕部の所掌する営繕工事における特定建設工事共同企業体の運用について」（平成11年10月20日付け建設省営管発第465号、営計発第144号）及び「官庁営繕部の所掌する営繕工事における経常建設共同企業体の運用について」（平成9年9月19日付け建設省営管発第443号、営計発第85号）等において規定されているところであるが、大手企業同士の業務の多様な連携・協力関係を支援するとともに、将来の合併等の移行を促進することを目的とした「大手企業連携型建設共同企業体」の結成を、当分の間、下記のとおり認めることとしたので、遺憾なきよう措置されたい。

## 記

### 1. 対象工事

大手企業連携型建設共同企業体による施工対象工事は、競争参加資格を満たす一般競争入札対象工事のほか、原則として、当該共同企業体が競争参加資格審査において認定された等級区分に対応する規模の工事及び当該認定された等級区分無の工事とするものとする。

### 2. 大手企業連携型建設共同企業体の内容

#### (1) 構成員の数

構成員の数は、2又は3社とする。

#### (2) 組合せ

全ての構成員が以下の条件を全て満たすものとする。

- 一 資本の額若しくは出資の総額が20億円を超える会社
- 二 常時使用する従業員の数が1500人を超える会社

#### (3) 構成員の技術的要件等

構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

一 同種工事の施工実績について

イ 一般競争について

すべての構成員に、同種工事の施工について元請としての実績を求めること。  
ただし、構成員のいずれか1社以外については、極めて高度な施工技術を必要とする工事を除き、同種工事の範囲を広げることができること。

ロ 工事希望型指名競争について

構成員のいずれかに、同種工事の施工について元請としての実績を求めること。  
ただし、高度な施工技術を必要とする工事については、他の構成員にも同種工事の施工実績を求めることができること。この場合、同種工事の範囲を広げることができること。

二 配置予定技術者の同種工事の経験について

構成員のいずれかに、配置予定の主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）が元請として同種工事の経験を有する者であることをもとめること。

ただし、極めて高度な施工技術を必要とする工事については、他の構成員にも、配置予定技術者に同種工事の経験を求めることができること。この場合、同種工事の範囲を広げることができること。

(4)出資比率要件

全て構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(5)代表者要件

代表者は、構成員において決定された者とするものとする。

3. 競争参加資格審査の取扱い

(1)基本的事項

官庁営繕部長は、大手企業連携型建設共同企業体に関する競争参加資格審査を申請するものについて、「官庁営繕部工事請負業者選定要領」（昭和42年7月1日付け建設省営管第845号）及び「官庁営繕部工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」の共同企業体等に関する規定のほか以下の留意事項により、審査を行うものとする。

(2)留意事項

(イ) 一の企業が登録することができる大手企業連携型建設共同企業体の数は、1とする。この場合、工事種別ごと、地方整備局ごとに構成員の組合せを変更することはできない。

(ロ) 当該大手企業連携型建設共同企業体を申請する者は、最初の資格認定後概ね2年以内に合併又はこれに準じる連携・協業関係（営業（建設業）の全部の譲渡又は会社分割、持株会社化による経営統合、機能別のグループ再編等）を設ける措置を検討している者とし、申請時にその旨官庁営繕部長に報告するものとする。また、当該措置が講ぜられた際においても、その旨官庁営繕部長に報告するものとする。

- (ハ) なお、資格認定後2年を経ずに当該大手企業連携型建設共同企業体を解散したときは、当該2年を経過するまで新たな大手企業連携型建設共同企業体を再申請することはできない。
- (ニ) (ロ) の措置が認められない場合には、原則として、当該大手企業連携型建設共同企業体の資格認定は当該資格認定の期間の満了をもって終了とし、以後の申請は受付けないものとする。但し、組合せを変更し新たな大手企業連携型建設共同企業体を申請することは可能とする。
- (ホ) 経営事項評価（共通）点数及び技術評価（特別）点数の加算調整は行わないものとする。
- (ヘ) 競争参加資格審査申請書に添付し提出を求める大手企業連携型建設共同企業体協定書については、「中小建設業の振興について」（昭和37年11月27日付け建設省計第79号）の別紙1「共同請負実施要領」中に示された「〇〇經常建設工事共同企業体協定書（甲）」を準用するものとする。
- (ト) 大手企業連携型建設共同企業体の資格認定をする際に、同一工事の入札に対して、当該大手企業連携型建設共同企業体と構成員単体が同時に参加することは想定していない旨、各構成員に対して周知徹底すること。

#### 4. その他

- (1) 大手企業連携型建設共同企業体が、特定建設工事共同企業体の対象工事の競争に参加しようとする場合は、改めて構成員同士が、特定建設工事共同企業体を結成し、所要の手続きを行うものとする。
- (2) 3. (2) (ロ) の措置がとられ、当該大手企業連携型建設共同企業体の構成員同士の合併等が行われた場合においても、合併等に伴う経営事項審査結果に基づく新たな資格認定がなされるまでの間は、建設業を承継する構成員の承継以前から受けている建設業の許可が有効であって、かつ、工事の契約締結日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受けている場合に限り、当該大手企業連携型建設共同企業体は存続しているものとみなすこととする。この場合、個別の工事の競争参加資格の確認等における技術的要件等にあっては、合併等がなされる以前における各構成員ごとの技術的要件等を審査するものとする。

#### 附則

1. 平成14年7月1日以降、競争参加資格審査の申請（随時及び定期）を受付けることとする。
2. 「官庁営繕部直轄工事共同企業体の取扱いについて」（昭和63年6月1日付け建設省営管発305号）第2に基づき結成された經常建設共同企業体の構成員についても、当分の間、上記4. (2) を準用することとする。